

参照：CERD/91st/FU/GH/SK/ks

翻訳：反差別国際運動（IMADR）

2016年12月22日

閣下

人種差別撤廃委員会は、委員会の手続き規則の規則 65 (1) に従い、日本政府によって提出されたフォローアップ報告書を 91 会期において検討したことをお知らせします。

2014 年 8-9 月の 85 会期における締約国の第 7 - 9 回定期報告書の審査を受けて採択された総括所見（CERD/C/JPN/CO/7-9）の段落 17、18 および 22 に該当する勧告の実施に関する情報を一年以内に受け取るという要請に対し、報告書が提出されたことを委員会は歓迎します。

委員会は締約国との継続した対話の機会を歓迎し、そして以下に示す見解に対し締約国が注意を払うよう求めます。これらの問題への締約国の措置に関する意見や回答が 2017 年 1 月 14 日までに単一文書として提出される第 10・11 回定期報告書に含まれるよう委員会は求めます。

総括所見段落 17：女性に対する暴力の問題に取り組むための措置に関する情報の提供に対し委員会は締約国に感謝します。委員会は、移住女性への外国語での情報配布をするための措置を評価する一方、移住女性、マイノリティおよび先住民族の女性に対するドメスティック・バイオレンスの予防と抑止を目的とした措置が不足していることを遺憾に思います。そのため委員会は締約国がそのような措置に関して、そしてそれらが増加傾向にある警察への通報率に与えた影響に関して、詳しい情報を次回の定期報告書で提供するよう求めます。委員会は、正当な理由がある場合には離婚または離縁した外国人配偶者は締約国での滞在の延長を申請できるという締約国の説明に留意します。しかし、委員会はドメスティック・バイオレンスの被害者である外国人配偶者は実際には在留許可の取り消しを恐れて警察への届け出に消極的であることに引き続き懸念しています。そのため委員会は締約国が次回の定期報告書でこの問題に取り組む措置に関して適切な情報を提供し、以前委員会が勧告したように在留資格に関する法制の見直しの計画について報告するよう求めます。

総括所見段落 18：総括所見の段落 18 を実施するための措置に関する追加情報の提供に対し委員会は締約国に感謝します。委員会は「慰安婦」問題に関して取られた措置に留意します。しかしながら委員会は、それら努力に逆行する出来事について懸念します。例えば、被害者から日本の裁判所への申し立てはすべて棄却され、「慰安婦」問題についての言及はいくつかの学校教科書から削除されたことが報告されています。そのため委員会は段落 18 の勧告を繰り返した上で、締約国がそれに

伊原純一閣下

在ジュネーブ国際機関日本政府代表部

E メール: mission@gv.mofa.go.jp

応じるために必要な措置をすべて取り、またそのような措置をすべて次回の定期報告書で報告するよう強く求めます。

総括所見段落 22: 同和対策事業特別措置法の終了後に取られた措置に関する情報の提供に対し委員会は締約国に感謝します。しかし、委員会が以前勧告したように部落民の定義についての立場の再検討および当該コミュニティとの協議を締約国が行わなかったことを遺憾に思います。委員会はさらに、部落民の経済社会状況の改善およびこれに貢献し得る措置の効果に関する情報が不足していることを遺憾に思います。そのため委員会は締約国に対し次回の定期報告書で部落民に対する差別を撤廃するために取られた措置の詳しい情報を提供するよう求めます。最後に、委員会は、改正戸籍法に留意しつつ、戸籍の不正利用に関連する事件を捜査するために取られた措置、およびそのような捜査の結果に関する情報の提供があれば感謝します。

閣下、条約の効果的な実施を保証するための日本政府の努力を補佐するという目的で、委員会は日本政府との建設的対話の継続を待望していますのでご安心ください。

閣下への私の深い敬意をお受け取りください。

敬具

アナスタシア・クリックリー
議長
人種差別撤廃委員会